

平成24年12月 6日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成24年12月 6日(木)午後 2時00分開議

日程第 1 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度東庄町一般会計補正予算(第3号))

日程第 2 議案第36号 東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定することについて

日程第 3 議案第37号 町道路線の認定について

日程第 4 議案第38号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第 5 議案第39号 平成24年度東庄町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

| | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 林 | 俊之 | 君 |
| 2番 | 大網 | 正敏 | 君 |
| 4番 | 花香 | 孝彦 | 君 |
| 5番 | 佐久間 | 義房 | 君 |
| 6番 | 板寺 | 正範 | 君 |
| 7番 | 城之内 | 一男 | 君 |
| 8番 | 高木 | 武男 | 君 |
| 9番 | 林 | 甚一 | 君 |
| 10番 | 鈴木 | 正昭 | 君 |
| 11番 | 多田 | 和弘 | 君 |
| 12番 | 土屋 | 進 | 君 |
| 13番 | 山崎 | ひろみ | 君 |
| 14番 | 宮崎 | 正吾 | 君 |
| 15番 | 高嶋 | 雅弘 | 君 |

16番 鎌形寿一君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

| | | |
|----------|-------|--------|
| 町 | 長 | 岩田利雄君 |
| 副町 | 長 | 清水正幸君 |
| 監査委員 | 平山茂君 | |
| 総務課 | 長 | 五十嵐秀司君 |
| 病院事務 | 長 | 宇ノ澤康成君 |
| 町民課 | 長 | 池永芳則君 |
| 健康福祉課 | 長 | 林敏行君 |
| 会計管理者 | 石毛克身君 | |
| まちづくり課 | 長 | 金島正好君 |
| 農業委員会事務局 | 長 | 河津静衛夫君 |
| 教育委員会委員 | 長 | 小林衛治君 |
| 教育 | 長 | 小澤茂君 |
| 教育課 | 長 | 鈴木努君 |

出席事務局員（3名）

| | | |
|-----|------|------|
| 事務局 | 長 | 小林豊 |
| 次 | 長 | 青柳清子 |
| 主査 | 箕輪広次 | |

(午後 2時00分 開議)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成24年度東庄町一般会計補正予算(第3号))を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、承認第3号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は一般会計補正予算(第3号)の専決処分について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ841万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,453万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、衆議院が11月16日に解散となり、12月16日に総選挙を行うこととなったため、その執行経費の補正となっております。議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分とさせていただきますので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、補正予算の内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長。

総務課長(五十嵐秀司君)

それでは、専決処分とさせていただきます平成24年度東庄町一般会計補

正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

町長の提案理由にもありましたように、12月16日執行の衆議院選挙に伴う経費の補正でございまして、議会を招集する時間的余裕がなかったため、1月19日付で専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは、歳出から申し上げますので、議案書の7ページの方をお開きいただきたいと思います。

2款・総務費、4項・選挙費に5目・衆議院議員選挙費を新たに設けまして、人件費や物件費等の必要経費をそれぞれの節に計841万円計上をいたしております。

続きまして、歳入について申し上げます。6ページの方へお戻りいただきたいと思います。

15款・県支出金、3項1目・総務費委託金で810万円は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づき交付予定のものでございます。なお、歳入が歳出に不足する31万円につきましては、19款・繰越金より前年度繰越金を補正いたします。

以上で、専決処分による一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の方をお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度東庄町一般会計補正予算（第3号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第2、議案第36号、東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第36号、東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

この条例は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により水道法が改正をされ、従来水道法施行令及び水道法施行規則で定められていた布設工事監督者に関する配置基準及び資格基準、水道技術管理者に関する資格基準等を条例で定めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。可決いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金島正好君)

それでは、議案第36号、東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてご説明申し上げます。

本件につきましては「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第2次一括法により水道法第12条及び第19条が改正され、これまで水道法で規定されていた基準の一部について、条例で規定することが必要になり制定するものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

内容といたしましては、第1条で条例制定の目的を述べておりまして、第2条で水道の布設工事監督者を配置する対象工事について、第3条で水道の布設工事監督者の資格基準について、第4条で水道技術管理者の資格基準についての3項目について定めるものでございます。

この内容につきましては、改正後の水道法で水道法施行令、施行規則の内容を参酌して作成するよう規定されておりますので、そのように作成いたしました。

可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、議案第36号、東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第37号、町道路線の認定についてを議題とします。
職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第37号、町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

町道路線の認定につきましては道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要とされております。今回、道路改良事業により整備をいたしました1路線を町道に認定しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

まちづくり課長。

まちづくり課長(金島正好君)

それでは、議案第37号、町道路線の認定についての提案内容を説明いたします。

議案書の17ページをお願いいたします。

町道2230号線笹川い字粟掘5630番430地先から笹川い字北割5621番1地先までの延長80.46メートル、幅員6.00から4.65メートルの1路線を新規に町道認定するものでございます。

次のページの認定路線図をお願いいたします。赤色で表示した2230が今回町道に認定しようとする路線で、昨年度道路改良事業により整備した道路でございます。

以上で議案の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、議案第37号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第38号、千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第38号、千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての提案理由を申し上げます。

千葉県市町村総合事務組合の組織団体であります「大網白里町」が、平成25年1月1日から市制を施行し「大網白里市」になります。これに伴い、同組合格約において所要の改正をすることについて関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、改正の内容につきましては規約の別表10、「大網白里町」を「大網白里市」にする表示の位置を町から市へ移動するものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

これから、議案第38号、千葉縣市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第39号、平成24年度東庄町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第39号、平成24年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,216万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億7,670万円

とするものでございます。

主な内容でございますが、福祉関係では県の交付金により行う障害者家庭訪問等事業、自立支援協議会運営強化事業、さらに自立支援医療の増額分を計上いたしました。

農業関係では産地整備支援事業の補助金や、環境保全型農業直接支援対策事業の交付金の補正で、対象事業を実施する農業者に交付するものでございます。こちら県補助金によるものでございます。

また、商工関係では中小企業金融融資利子補給等について新規融資申し込みにかかわるものの増額補正をいたしました。

次に土木関係でございますけれども、こちらは財源の補正のみで、歳入で補正いたします東京ガスの道路整備負担金を特定財源として、一般財源と財源振替するものでございます。

教育関係では生徒の安全・安心につながる通学道路防犯灯の補修工事、中学校の体育館排煙窓の修理工事や、校舎トイレの補修及び階段手すり設置工事にかかわる経費を計上いたしました。

また、町民のスポーツ広場多目的トイレ整備工事では、町民スポーツ広場の弓道場の利用者用に多目的トイレを設置し、利用しやすい環境を整えるものとなっております。

最後に、積立金として財政調整基金に1億円を積み立てるものですが、今年度予算の執行状況や来年度予算の編成状況などを勘案し、新規積み立てを行うものでございます。

なお、歳入につきましては分担金及び負担金、国庫県支出金を補正し、歳入が歳出に不足する分につきましては繰越金を補正しております。

以上、一般会計補正予算の主なものにつきまして提案理由を申し上げますが、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、平成24年度東庄町一般会計補正予算（第4号）の内容について

説明させていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。それでは、歳出の方から申し上げたいと思います。

2款・総務費、1項1目・一般管理費で、共済費の地方公務員災害補償基金特別負担金42万6,000円ですが、東日本大震災による公務災害給付のため取り崩した支払基金の補填や、公務災害防止事業に充てるため、平成24年度に限り特別負担金が発生したことによるものでございます。

同じく総務費の2項2目・賦課徴収費の償還金利子及び割引料で、過誤納還付金・加算金114万9,000円は、予定納税のありました法人町民税について申告の結果、修正がありましたので還付を行うものでございます。

次に、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費であります。11節の需用費から18節の備品購入費については、県の障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金により行う障害者家庭訪問等事業及び自立支援協議会運営強化事業にかかる経費でございます。障害者家庭訪問等事業では、需用費の消耗品費5万円、障害福祉サービスのパンフレット作成経費で印刷製本費45万円を計50万円となっております。自立支援協議会運営強化事業では、需用費の消耗品費で1万円、福祉施設やサービスを掲載した資源マップの作成経費として需用費の印刷製本費55万円、作成委託料30万円、視察研修費としての自動車借上料10万円、会議録記録用の備品購入費として4万円、計100万円となっております。

次の20節・扶助費では、自立支援医療更生医療分の給付事業の増によるもので、当初予算に不足する分としまして413万5,000円、こちらは国2分の1、県4分の1の補助がございます。同じく20節の難聴児補聴器購入費助成金9万1,000円は、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児童の補聴器購入に対し費用の3分の2を助成するもので、その2分の1が県補助となっております。

続いて民生費の2項2目・児童措置費では、子ども手当交付金返還金として13万5,000円、平成23年度に移行しました子ども手当の精算によるもので、後ほど説明いたします歳入において追加交付金がございますが、そのうち事業者及び県が負担した分を返還するものであります。

次のページにおきまして、5款・農林水産業費、1項3目・農業振興費の農業災害対策利子補給金で5万6,000円ですが、東日本大震災被害への融資に対する利子補給で、融資残高の1.65%を町で補助、そのうち1.05%は県補助による歳入がございませぬ。

同じ節で、産地整備支援事業補助金89万2,000円ですが、施設花き事業者のハウス修繕に対する補助金で、総事業費の4分の1を補助金として交付します。これは全額県補助金として歳入がございませぬ。

次の5目・農地費の環境保全型農業直接支援対策事業交付金13万8,000円ですが、地球温暖化防止を目的とした環境保全に取り組む農業者に対する補助金で、実施面積は344アール、2分の1の県補助がございませぬ。

次に、6款・商工費、1項2目・商工振興費の中小企業資金融資利子補給金130万円がございませぬが、当初予算に400万円計上した事業ですが、新規融資申し込みが34件ございませぬして、不足する分を補正するものでございませぬ。

次の7款・土木費、2項2目・道路橋梁維持費については後ほど歳入で説明いたします負担金について、一般財源と財源振替で歳出予算額に変更はございませぬ。

続いて、9款・教育費、1項2目・事務局費の通学路防犯灯設置補修工事費25万円ですが、水銀灯・蛍光灯の修理、LED器具の設置を行う経費となっております。

2項・小学校費、1目・学校管理費の教育施設維持補修工事費の11万3,000円は、笹川・石出・東城の3小学校の変電設備の修繕経費となっております。

次の3項・中学校費、1目・学校管理費の教育施設維持補修工事費344万6,000円ですが、こちらは大きく分けて3件の工事となっております。1点目としましては、中学校体育館排煙窓・オペレーター修理交換工事で182万5,000円、2点目としまして、トイレの改修及び階段手すり設置工事で139万9,000円、3点目として、変電設備修繕工事として22万2,000円、合計で344万6,000円となっております。

1点目の体育館排煙窓・オペレーターの修理交換工事は、経年劣化及び故障のため、開閉不能となった体育館の排煙窓7カ所の修繕を行う経費でございませぬ。

す。2点目のトイレの改修及び階段手すり設置工事ですが、平成25年4月に肢体不自由な生徒が2名新1年生として入学予定のため、利用に支障がないようにトイレの改修を行い、また移動する階段に手すりを設置するものでございます。3点目の変電設備修繕工事は、小学校費と同じように変電設備の修繕を行うものでございます。

次に次ページ、6項2目・体育施設費は町民スポーツ広場多目的トイレ設置にかかる853万2,000円の補正で、設計・管理業務委託料39万9,000円、工事費で813万3,000円となっております。現在町民スポーツ広場はゲートボールやグラウンドゴルフの利用がありまして、また弓道場も設置されたことから利用者が増加しております。しかし、スポーツ広場には簡易式のトイレが2個のみで、弓道場にはトイレの設置はされておらず、利用される方にご不便をかけておりました。今回の補正では県の補助金を利用しまして、多目的トイレ2個を設置し、あわせて男子用トイレも整備しまして、高齢者や障害者も含めて誰でも利用できるトイレとして整備を行うものでございます。

歳出の最後、12款・諸支出金、1項1目・積立金は財政調整基金に1億円を積み立てるものでございます。9月定例会で議決をいただいた補正予算によりまして、財政調整基金へ1億円の積み立てを行い、現残高は10億149万円となっております。今回は過去の積み立て及び今年度の予算執行状況を勘案し、新たに1億円の積み立てを計上いたしました。なお、運用につきましては平成24年度決算見込みや新年度予算の編成状況を考慮し実施する予定でありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

次に歳入について申し上げます。議案書の26ページをお願いいたします。

12款・分担金及び負担金、1項3目・土木費負担金の道路舗装本復旧負担金952万3,000円は、町道0103号線小南地先で東京ガスのガス管埋設工事があり、その舗装本復旧工事を東京ガスが行う予定でしたが、町で同路線の道路改良及び舗装工事があるため、東京ガスが行うべき舗装本復旧については町が工事を実施し、その経費を負担金としてもらうこととなったため、予算計上するものでございます。この歳入につきましては歳出で述べましたように、一般財源との財源振替ということになります。

次に14款・国庫支出金、1項2目・民生費国庫負担金、1節・障害児者福

社費負担金で、障害者医療費国庫負担金206万7,000円は歳出で申し上げました自立支援医療の国庫負担金で、歳出額の2分の1の金額が国庫補助となります。

次の3節・子ども手当国庫負担金103万7,000円は、平成23年度に支給されました子ども手当の精算にかかるもので、前年度に交付された国庫財源の不足分が交付されるものでございます。

次に、15款・県支出金、1項2目・民生費負担金、1節・障害児者福祉費負担金の障害者医療費県負担金103万3,000円は、国庫負担金で申し上げました障害者医療給付の県負担分で、歳出予算の4分の1の金額が県負担となっております。

続いて、2項2目・民生費補助金、2節・障害児者福祉費補助金の障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金950万円と難聴児補聴器購入費助成事業補助金4万5,000円ですが、障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金950万円につきましては3事業に関連をしております、歳出で申し上げました障害者家庭訪問等事業で50万円、自立支援協議会運営強化事業で100万円、町民スポーツ広場多目的トイレ整備工事の補助金800万円の財源となっております。難聴児補聴器購入費助成事業補助金4万5,000円は、歳出で申し上げました事業の補助金で2分の1の補助となっております。

同じく4目の農林水産業費補助金、2節・農業振興費補助金で農業災害対策利子補給補助金3万5,000円は、歳出で申し上げました利子補給の県補助分でございます。次の産地整備支援事業補助金89万2,000円も歳出で申し上げましたもので、全額県補助となっております。

次の5節・農地費補助金の環境保全型農業直接支援対策事業交付金6万8,000円は、歳出の2分の1の県補助となります。

最後に、歳入が歳出に不足する9,796万3,000円について、19款・繰越金の前年度繰越金で補正をするものでございます。

以上で、一般会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の方をお願い申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

これから、議案第39号、平成24年度東庄町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

岩田町長。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会12月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、承認1件、議案4件を提案させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、おかげさまで全ての案件を原案のとおり可決、承認をいただきました。まことにありがとうございました。

また、本会議でご提言のございました事項につきましては、鋭意検討してまいる所存でございます。今後ともよろしく願いを申し上げます。

さて、衆議院が解散され、いよいよ16日には総選挙が実施されます。景気の低迷、震災復興のおくれ、地方財政への悪影響などいわゆる決められない政治によって国民は大きなもどかしさを感じております。このような事態を脱却し、将来を生きる子どもたち、そして国民に夢を与えられるそのような政治の

実現を期待するものでございます。町としては国政がどのように変化しても、これまでと同じように議員各位はもとより、町民と行政が一体となってよりよい町政の実現に努力してまいり所存でございます。

先日、長崎県川棚町の議会で東庄町の取り組みが紹介をされました。地域活性化事業補助金であります。町民の何かやってみたいという意欲を町が積極的にバックアップしていること、そして補助金を認めるかどうかは、町民の代表によって事業内容が精査され決定をされるという点が非常に特徴的であるということで、高い評価を得たわけであります。また、10月22日、23日に千葉県で開催されました関東町村会会長会議で、現地研修ということで1都7県から首長さんに東庄町においでをいただき、庁舎、病院、保健福祉総合センター等を見ていただきました。また、来年の2月には栃木県茂木町の国保運営協議会が視察に伺いたいということで、先日茂木町長さんから依頼がありました。

全国で町の取り組みが評価をされ、まことにうれしい限りであります。今後とも鋭意国民に、全国に発信できるよう施策を展開してまいりたいと考えております。

最後に、年の慌ただしい時期を迎えました。くれぐれも健康には留意をいただき、ますますのご活躍を心からご祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

それでは、私からも一言ご挨拶させていただきます。

12月定例会も皆様方の協力により無事終了することができました。本当にご苦労さまでした。

今町長が言われたように、選挙の最中であります。私どもは議会議員として1人でも多くの投票を望むところであります。行き合う人全ての方に投票に行ってくださいということで、投票率アップを切に願って頑張っていきたいと思っております。そして、安定したまちづくりをこれからも執行部ともどもやっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

きょうはご苦労さまでした。

以上で、平成24年12月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 2時46分 閉会)